

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する
条例

公布年月日・番号 平成 12 年 12 月 22 日・条例第 208 号

1 概要

火薬類取締法施行令の一部を改正する政令（平成 12 年政令第 345 号）の施行に伴い、火薬庫等の保安検査の手数料に係る規定を設けるほか、必要な規定の整備を行ったものである。

具体的改正内容は、次のとおり。

- (1) 別表 1 の項及び 5 の項中、「令第 12 条第 1 項第 1 号」を「令第 16 条第 1 項第 1 号」に改める。
- (2) 別表 6 の項中「令第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づく」を削除する。
- (3) 別表 14 の項として、火薬庫等保安検査手数料 41,000 円を追加する。

2 施行期日

平成 13 年 1 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局環境改善部環境保安課防災調整係

直通電話 03(5388)3541

都庁内線 42-431